

令和四年三月二十五日受領  
答弁第三一一号

内閣衆質二〇八第三一号

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 松野博一

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員伊藤俊輔君提出副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員伊藤俊輔君提出副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する質問に対する答弁書  
一について

憲法第六十六条第二項は、「内閣総理大臣その他の国务大臣」について定めた規定であり、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官について定めたものではない。